

令和3年（行ウ）第66号 供託金返還等請求事件
原告 木原功仁哉
被告 国

準備書面（7）

令和4年7月7日

神戸地方裁判所第2民事部合議B係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 南 出 喜 久 治

第一 令和4年3月24日付け準備書面（3）の訴の追加的予備的変更について

一 訂正後の「請求の趣旨」の表示

原告は、令和4年5月20日付け準備書面（6）を撤回し、改めて令和4年3月24日付け準備書面（3）の第一の訴の追加的予備的変更における「請求の趣旨」を以下のとおり訂正する。

「一 1 主位的請求

被告は、原告に対し、金382万8930円及び内金300万円に対する令和3年10月19日から、内金82万8930円に対する本訴状送達日から1週間を経過した日から、それぞれ支払済みまで年3分の割合による金員を支払へ。

2 予備的請求

大阪高等裁判所令和4年（行サ）第14号行政上告提起事件（上告人・原告、被上告人・兵庫県選挙管理委員会）、同裁判所令和4年（行ノ）第13号行政上告受理申立て事件（申立人・原告、相手方・兵庫県選挙管理委員会）及び本件訴訟事件において、そのいずれかのうち、原告の請求を認容する判決が確定したときは、被告は、原告に対し、金382万8930円及びこれに対する上記判決の確定日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払へ。

二 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに執行の宣言を求める。」

二 訂正の理由

1 上記の訂正部分は、将来給付の訴として、一2のうち、「判決確定日」を「大阪高等裁判所令和4年（行サ）第14号行政上告提起事件（上告人・原告、被上告人・兵庫県選挙管理委員会）、同裁判所令和4年（行ノ）第13号行政上告受理申立て事

- 件（申立人・原告、相手方・兵庫県選挙管理委員会）及び本件訴訟事件において、そのいずれかのうち、原告の請求を認容する判決の確定日」とした点である。
- 2 今回の追加的予備的変更は、令和3年10月31日に行はれた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の兵庫県第1区における選挙の無効を求める原告の請求を棄却した判決に対して、①原告が上告した大阪高等裁判所令和4年（行サ）第14号行政上告提起事件（上告人・原告、被上告人・兵庫県選挙管理委員会）、②原告が上告受理申立をした同裁判所令和4年（行ノ）第13号行政上告受理申立て事件（申立人・原告、相手方・兵庫県選挙管理委員会）及び③本件訴訟事件において、そのいずれかのうち、原告の請求を認容する判決の確定したときにおける将来給付の訴として請求するものである。
 - 3 なお、上記①及び②については、最高裁判所の事件番号が未定であるので、大阪高等裁判所で付された事件番号を記載したものである。
 - 4 本件訴訟における訴訟物である供託金返還請求権は、供託法に基づく返還請求権ではなく、費用請求権も含めて、不法行為に基づく返還請求請求権である。
 - 5 従って、上記①及び②の訴訟において、選挙無効が確定して供託金の返還が認められたとしても、それは選挙無効の確定に伴ふ派生的効果としての返還に過ぎず、不法行為に基づく損害賠償義務の履行ではない。具体的には、供託規則第33条第1項の規定の適用はなく、民事法定利息の年3分の割合による遅延損害金が発生する点に相違があることになる。

第二 被告の応訴態度と権利濫用について

- 一 1 令和4年5月24日午後4時の第3回口頭弁論期日において、原告の同年3月24日付け準備書面（3）に対して、被告は、同月17日に提出した被告第1準備書面を陳述した。
- 2 そこには、「答弁書で述べたとおり」として、理由がないとするが、原告が準備書面（3）において詳細に追加主張をした点について全く認否反論がなされておかないことは、原告の同年5月19日付け準備書面（5）で述べたとほりである。
- 3 つまり、「答弁書で述べたとおり」といふ被告の国の主張は、明らかに虚偽の主張である。
- 4 また、被告は、前回の第3回口頭弁論期日において、原告の準備書面（3）のみならず、同年3月31日付け準備書面（4）及び同年5月19日付け準備書面（5）についても認否反論はしないと陳述した。
- 5 このことは、準備書面（5）で述べたとほり、違憲違法な訴訟態度であつて、弁論主義を無視し、裁判の拒絶、裁判制度自体の否定に他ならない。
- 二 1 このやうな事態に対しては、裁判所は適正かつ公正な訴訟指揮権を行使しなければならない。
- 2 行政事件訴訟法第7条で準用される民事訴訟法第148条の訴訟指揮権及び同第149条の釈明権は、憲法第13条、第31条及び第32条によつて複合的に保障される適正かつ公平な手続に基づく裁判を受ける権利を保護するためのものであつて、被

告の認否拒絶の応訴態度は、被告国の憲法違反に他ならないのであるから、裁判所としては、釈明権を行使しなければならない義務がある。裁判所の裁量権は自由裁量ではなく、あくまでも羈束裁量であつて、釈明権不行使は違憲違法なのである。

3 ところが、前回の弁論において、裁判所は、被告国が認否を拒絶するといふことは、明らかに権利の濫用であるから、この暴挙に対して、原告が釈明命令を出すべきことを裁判所に要請したにもかかわらず、これを出さないとの判断を告知したため、原告としては、これらの弁論事項を口頭弁論調書に記載することを求めたが、それも裁判所は不当に拒絶した。

4 認否拒絶は、訴訟手続における権利濫用であつて、特に、被告国の認否拒絶は、原告の準備書面(5)で主張したとほり違憲違法な行為であるから、権利濫用がもたらす効果として、被告は、原告の準備書面(3)ないし(5)の主張を明らかに争はないものと看做して、裁判所は、民事訴訟法第159条第1項を適用すべきである。